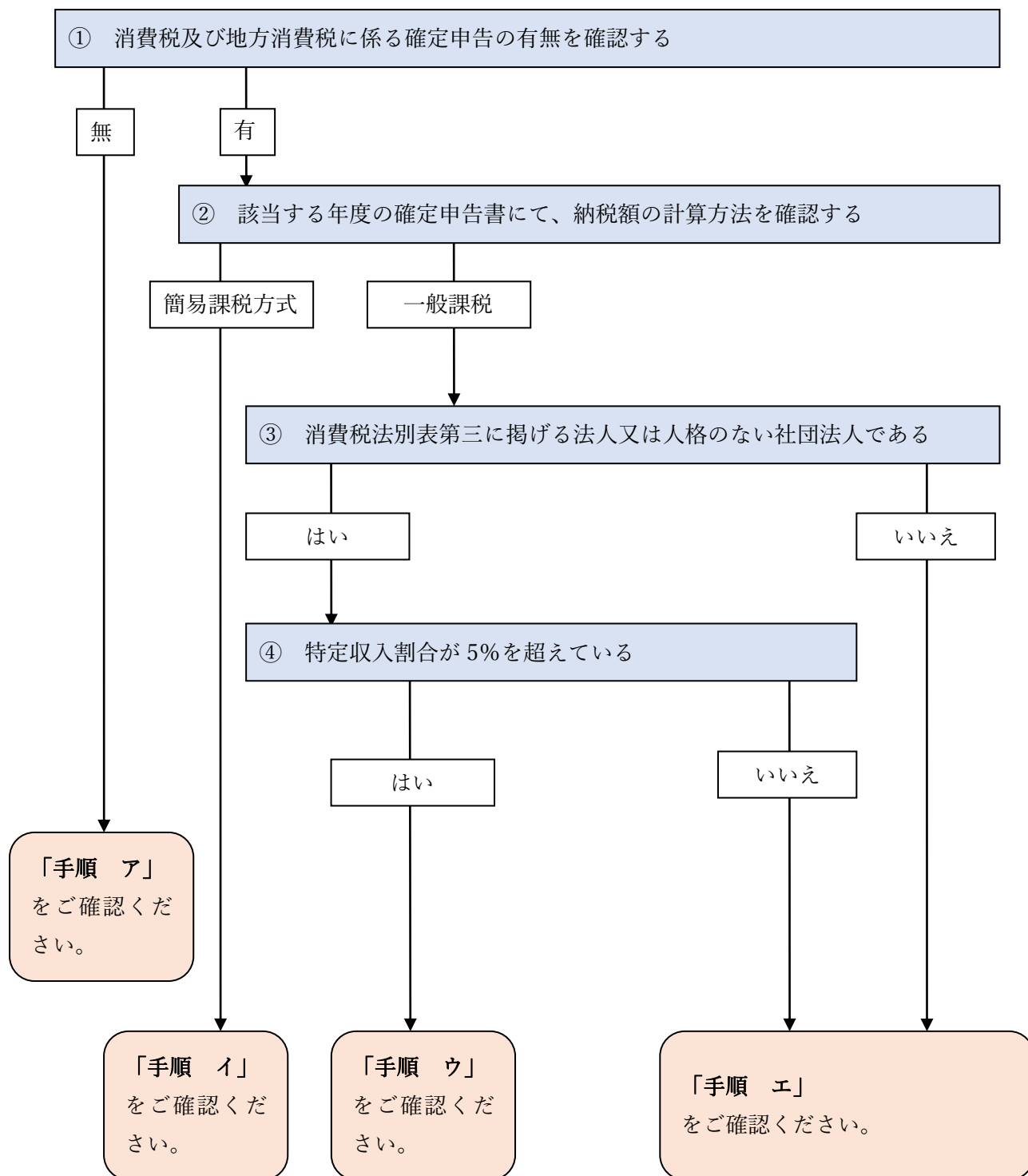


報告書作成手順



手順 ア：消費税の申告義務がない場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書

- ① 必要項目を漏れなく入力し書類を作成してください。
- ② 「スマート申請」にて報告を行ってください。

手順 イ：簡易課税方式で確定申告を行っている場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書
- 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙

- ① 「報告書」及び「積算内訳書」について、必要項目を入力して書類を作成してください。
- ② 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙を確認し、「簡易課税用」であることを確認してください。
- ③ 「スマート申請」にて報告を行ってください。

この用紙はとじこまないでください。 GK0405

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 都指定

通信日付印 確認 個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認 所在地

令和 年 月 日 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日

（中間申告 自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日）
（対象期間 至 令和 年 月 日）

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	消費税額	員額課税に係る消費税額	控除対象仕入税額	返還等対象に係る税額	税債償れに係る税額	控除税額小計	控除不足還付税額	差引税額	中間納付税額	納付税額	中間納付還付税額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	000								00	00	00

付割賦基準の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 31

記延払基準等の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 32

工事進行基準の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 33

現金主義会計の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 34

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 35

区分課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合 %

第1層 千円 ☐ ☐ ☐ 36

第2層 ☐ ☐ ☐ 37

第3層 ☐ ☐ ☐ 38

第4層 ☐ ☐ ☐ 39

第5層 ☐ ☐ ☐ 40

第6層 ☐ ☐ ☐ 41

特例計算適用(令5) ☐ 有 ☐ 無 ☐ 42

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

確定申告書が「簡易課税用」であることを確認してください。

手順 ウ：特定収入割合が5%を超えている場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書
- 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙
- 確定申告書の付表2
- 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5

- ① 「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5」の内、計算表3中の「特定収入割合」の数字が5%以上かを確認します。
- ② ①で5%以上である場合、その数値を用いて、「積算内訳書」と「報告書」を作成してください。
- ③ 「スマート申請」にて報告を行ってください。

<注意点>

「公共・公益法人等」に適用される特例規程のため、一般企業や個人事業者には適用されません。

※「公共・公益法人等」の例

公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円
特定収入の合計額（計算表2(1)⑩A）	②	
分母の額（①+②）	③	
特定収入割合（②÷③）	④	%

（注）④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。計算表4、5の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を提出書類として申告書の作成を行います。

「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5」の内、計算表3中の「特定収入割合」の数字が5%以上かを確認してください。

※提出の際は、計算表1～5の全てが必要です。

手順 エ：一般課税の場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書
- 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙
- 確定申告書の付表 2

- ① 「確定申告書」の「控除税額の計算方法」に記載されている計算方式を確認してください。

※全額控除、一括比例配分方式、個別対応方式のいずれかです。

- ② ①で確認した計算方式を基に、「積算内訳書」の「控除税額の計算方法」を選択してください。

- ③ 「積算内訳書」の補助対象経費の内訳を記載してください。

- ④ 「確定申告書の付表 2」を基に、課税売上割合の金額を入力してください。

- ⑤ 積算内訳書で計算された結果を基に、「報告書」を作成してください。

※補助対象経費が非課税仕入のみの場合や、補助対象経費を非課税売上対応分として申告している場合は、仕入控除税額は 0 円になります。

- ⑥ 「スマート申請」にて報告を行ってください。

この用紙はとじこまないでください。

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	(個人番号の記載に当たっては、支店を記載とし、ここから記載してください。)
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

※	一連番号	
税務署	申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等	庁指定 局指定
通信用印	確認	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認		
指定期間	指定期間	相違区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日		

平成 年 月 日
令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中国申告 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額①	0 0 0
消費税額②	
控除適大調整税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
税割れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦ (④+⑤+⑥)	
控除不足還付税額⑧ (⑦-③-⑥)	
差引税額⑨ (②+⑧-⑦)	0 0
中間納付税額⑩	0 0
納付税額⑪ (⑩-⑨)	0 0
中間納付還付税額⑫ (⑩-⑨)	0 0
この申告書 が修正申告 である場合 差引納付税額⑬	0 0
課税売上 税額の 差引税額⑭	
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額⑮	0 0
課税標準 額⑯	
中間納付還付税額⑰	0 0
納付還付税額⑱ (⑰-⑮)	0 0
中間納付還付還付税額⑲ (⑰-⑮)	0 0
この申告書 が修正申告 である場合 差引納付 還付税額⑳	0 0
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額㉑	

⑧=(①-②)-(④-⑤-⑥-⑦) 修正申告の場合⑧=⑧+②
⑲が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第一表

令和元年十月一日以後
の期間分(一般用)

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税 税額の計算の特例の適用	有	無	35
除算方法	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	個別対応 方式	一括比例 配分方式	41
	上記以外	全額控除		
基準期間の 課税売上高				千円

この欄に「○」が記入されている
計算方法を「積算内訳書」で選択
してください。

第4-10号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間	～	氏名又は名称	
項目	税率 6.24 % 適用	分税率 7.8 % 適用	分合 計 (A+B)
課税売上額（税抜き）①	A	B	C
免税売上額②			
非課税資産の譲渡等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③			
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）④			
課税資産の譲渡等の対価の額④の金額⑤			
非課税売上額⑥			
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）⑦			
課税売上割合（④÷⑦）⑧			
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨			
課税仕入れに係る消費税額⑩			
特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額⑫			
課税貨物に係る消費税額⑬			
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額⑭			

この欄の金額を、積算内訳書の「8 課税売上割合」の「① 課税資産の譲渡等の対価の額」に入力してください。

この欄の金額を、積算内訳書の「8 課税売上割合」の「② 試算の譲渡等の対価の額」に入力してください。

8 課税売上割合（全額控除、一括比例配分方式、個別対応方式のいずれかの場合のみ記入）

① 課税資産の譲渡等の対価の額	円
② 資産の譲渡等の対価の額	円
③ 課税売上割合（E）	

※課税売上割合の小数点以下は、原則四捨五入せず、返還額については円未満を切り捨てます。ただし、消費税の申告において、端数処理した場合はその割合を用います。

9 特定収入割合（消費税法第60条別表8に掲げる法人かつ特定収入割合が5%を超える場合のみ記入）

特定収入割合が5%を超える場合は5%を超えた割合を記入してください。